

(一財)宮崎県建築住宅センター 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行業務受付チェック票

受付年月日	受付番号

証明書発行料金	受付担当者
円	

■申請者等は下記内容該当事項に○印をつけ、適切に処理されていれば、申請者確認欄にレチェックをしてください。

① 依頼の受付の確認

■ 受付者は、添付図書の各事項が適切に記載されているかレチェックしてください。

■ センターは、依頼者から証明書発行の依頼があった場合は、以下の書類が添付されていることを確認します。

区分	確認内容	申請者等	受付	備考
建設地	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、その他の市町村（ ）※県内であること。			
確認申請状況	確認申請状況について【参考】：依頼の時期は着工前、着工後を問いません。 a. 済証有り b. 申請中 c. 同時に申請 d. 未申請 e. 申請不要			
住宅の建て方	新築住宅かの確認。【中古住宅、リフォームは、センターでは証明書を発行できません。】			
契約・着工日	契約：平成26年 12月 27日 以降 着工：平成26年 12月 27日 ～平成28年 3月 31日 工事完了：平成27年 2月 3日 以降			
正本	a. 証明依頼書（別記様式1号）			
	b. 添付図書（仕様書、設計内容説明書、平面図、立面図、矩計図、UA値等計算書等）			
	c. その他必要な書類（委任状）			
	d. その他必要な書類（設備機器等カタログ、基準達成率算定シート又は適合性確認シート）			
副本	a. 証明依頼書（別記様式1号）			
	b. 添付図書（仕様書、設計内容説明書、平面図、立面図、矩計図、UA値等計算書等）			
	c. その他必要な書類（委任状）			
	d. その他必要な書類（設備機器等カタログ、基準達成率算定シート又は適合性確認シート）			

② 業務の引受

■ ①で提出された書類について、以下の事項について確認する。

確認内容	申請者等	受付	備考																		
a. 依頼のあった住宅が、当機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当することの確認																					
b. 依頼のあった住宅の建て方についての確認（一戸建て住宅、共同住宅等）																					
c. 依頼のあった住宅の構造についての確認（木造住宅か木造住宅以外）																					
d. 依頼のあった住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の確認（共同住宅は、対応していません。）																					
<p>■ 審査料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">適用する基準（一戸建ての住宅）</th> <th style="width: 20%;">一 般</th> <th style="width: 40%;">消費税別途（消費税含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネルギー対策等級（仕様規定） ※1）</td> <td style="text-align: center;">20,000 (21,600)</td> <td style="text-align: center;">8,000 (8,640)</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー対策等級（Q値計算 ※1）</td> <td style="text-align: center;">24,000 (25,920)</td> <td style="text-align: center;">8,000 (8,640)</td> </tr> <tr> <td>断熱性能等級</td> <td style="text-align: center;">24,000 (25,920)</td> <td style="text-align: center;">8,000 (8,640)</td> </tr> <tr> <td>住宅事業建築主の判断基準（トップランナー基準）</td> <td style="text-align: center;">27,000 (29,160)</td> <td style="text-align: center;">8,000 (8,640)</td> </tr> <tr> <td>一次エネルギー消費量等級</td> <td style="text-align: center;">30,000 (32,400)</td> <td style="text-align: center;">8,000 (8,640)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）設計又は建設住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、フラット35S（省エネ）適合証明書、「住宅品確法」に基づく省エネ等級に関する住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者認証書・特別評価方法認定書</p> <p>■ 変更に係る料金は、上記該当項目の料金の半額とします。</p> <p>■ 証明書の追加発行の料金は、1証明書当たり1,000円とします。</p> <p>※1）省エネ住宅ポイント対象住宅証明書のみを利用する場合に限り適用することができ、住宅性能評価、長期優良住宅認定制度等では適用することができません。</p>	適用する基準（一戸建ての住宅）	一 般	消費税別途（消費税含む）	省エネルギー対策等級（仕様規定） ※1）	20,000 (21,600)	8,000 (8,640)	省エネルギー対策等級（Q値計算 ※1）	24,000 (25,920)	8,000 (8,640)	断熱性能等級	24,000 (25,920)	8,000 (8,640)	住宅事業建築主の判断基準（トップランナー基準）	27,000 (29,160)	8,000 (8,640)	一次エネルギー消費量等級	30,000 (32,400)	8,000 (8,640)			
適用する基準（一戸建ての住宅）	一 般	消費税別途（消費税含む）																			
省エネルギー対策等級（仕様規定） ※1）	20,000 (21,600)	8,000 (8,640)																			
省エネルギー対策等級（Q値計算 ※1）	24,000 (25,920)	8,000 (8,640)																			
断熱性能等級	24,000 (25,920)	8,000 (8,640)																			
住宅事業建築主の判断基準（トップランナー基準）	27,000 (29,160)	8,000 (8,640)																			
一次エネルギー消費量等級	30,000 (32,400)	8,000 (8,640)																			
e. 依頼に評価書等の添付がある場合のその書類の確認 {d.（注1）の書類の確認}																					
f. 提出図書の不足かつ記載事項の漏れ																					
g. 証明書発行業務に明らかな問題点がないことの確認																					